

## 苫小牧市防犯のまちづくり懇話会会則

### (名称及び構成)

第1条 この会は、苫小牧市防犯のまちづくり懇話会と称し、苫小牧市長から選任された委員をもって構成する。

### (目的)

第2条 市民が暴力や犯罪から守られて、安心して暮らせる生活確立するため、防犯施策に関し意見及び助言を行うことにより、施策の推進を図ることを目的とする。

### (意見等)

第3条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見等を述べるものとする。

- (1) 防犯施策に関する市の取組についての事項
- (2) 防犯施策に関する地域の課題についての事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

### (会の構成)

第4条 委員は12人以内とし、そのほかに顧問1人を置くことができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表又はその推薦を受けた者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 顧問は、関係団体の代表又はその推薦を受けた者のうちから市長が選任する。

### (委員等の任期)

第5条 委員および顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第6条 懇話会には委員長、副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、懇話会の司会を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

4 顧問は、市長が必要に応じ招集し、意見及び助言を行う。

(会議)

第7条 懇話会は市長が招集する。

2 市長は必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

(補則)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この会則は、平成28年8月31日から実施する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から実施する。